

***** ◇◆ 目次 ◆◇ *****

- 1 訪問販売による清掃サービスは慎重に契約しましょう
- 2 還付金詐欺が多発しています

■ 訪問販売による清掃サービスは慎重に契約しましょう

訪問してきた業者に勧められ排水管の洗浄を契約したところ、勝手に床下を点検し、シロアリの予防消毒や床下換気扇などの契約をさせられたという相談が寄せられています。

《事例》突然訪問してきた2人組の業者に「お隣の〇〇さんもした」と勧められて、2万円で排水管の洗浄を依頼した。業者の一人が「漏水の恐れがある」と勝手に居間の畳をはがして床下を見に行き、「シロアリがいるかもしれない。特別に10万円で予防消毒をする」と言うので依頼。排水管の洗浄はしたのかと聞くと「もう一人がした」と言ったが、洗浄しているところは見えていない。お金を払ったが、不審なのでクーリングオフしたい。

〈アドバイス〉点検・清掃などの契約をし、その後消費者の不安をあおり、別の契約を結ばせる手口と思われます。必要なればきっぱりと断りましょう。「特別に値引きする」などと言われても、その場で契約せず、家族などに相談しましょう。訪問販売なので、クーリングオフは可能です。すぐに最寄りの市町村や県の消費生活センターに相談しましょう。

■ 還付金詐欺が多発しています

《事例》「県庁の保険課です。医療費の還付が42,053円あります」と電話がかかってきた。キャッシュカードを持っているか、近くにATMがあるか等聞かれたので不審に思い電話を切った。県庁に確認をしたら、消費生活センターに相談するよう勧められた。

〈アドバイス〉電話で県庁や市役所、税務署、社会保険事務所などの職員を名乗り、医療費や税金の還付金があると言って、キャッシュカードを持ってATMに行くように指示され、還付金を受け取るつもりが相手に送金させられてしまう『還付金詐欺』の事例です。還付金がATMで支払われることは絶対にありません。また、公的機関が“電話で”還付金のお知らせをすることもありません。

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ Facebookで暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebookに登録していなくても、見るができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
 - ・ 相談電話：097-536-5000
-

☆メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp